

亀山市告示第54号

亀山市特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービスの利用に係る助成金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和3年3月31日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービスの利用に係る助成金交付要綱の一部を改正する告示

亀山市特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービスの利用に係る助成金交付要綱（令和2年亀山市告示第116号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「行われた臨時休業」の次に「その他の新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するために行われた小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の臨時休業」を加える。

第4条中「臨時休業に伴い放課後等デイサービスを新たに利用し、又は利用が増加した」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 本来はサービス提供事業所（放課後等デイサービスを提供する事業所をいう。以下同じ。）に児童を通所させて行うサービスを、新型コロナウイルスの感染防止対策等のため、電話等による代替的な方法で提供した場合において、臨時休業に伴いこれを利用した児童（放課後等デイサービスを利用したと市長が認めたものに限る。）
- (2) 臨時休業開始前から支給決定を受けていた児童で、臨時休業に伴い当初の利用予定日数より多くのサービスを利用したと市長が認めたもの
- (3) 臨時休業に伴い新たに支給決定を受けた児童で、臨時休業が終了した後想定される利用予定日数より多くのサービスを利

用したと市長が認めたもの

(4) 臨時休業開始前から支給決定を受けていた児童又は臨時休業に伴い新たに支給決定を受けた児童で、放課後等デイサービスの基本報酬単価が授業終了後の単価から学校休業日単価に切り替わったもの

(5) 臨時休業に伴って営業時間前の支援時間が増加した児童で、当該営業時間前の支援により算定した児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第122号）別表第3の10に定める延長支援加算（以下「延長支援加算」という。）の算定単位数が臨時休業開始前より増加したと市長が認めたもの

第5条中「額は」の次に「、利用者がサービス提供事業所に対して支払った利用料（実費負担を除く。）のうち」を加え、同条各号を次のように改める。

(1) 前条第1号に掲げる児童が同号の代替的な方法で提供した放課後等デイサービスを利用したことによる利用料の全額

(2) 前条第2号に掲げる児童について、臨時休業に伴い当初の利用予定日数より多くのサービスを利用したことにより増加した報酬の差額に係る額の全額

(3) 前条第3号に掲げる児童について、臨時休業が終了した後に想定される利用予定日数より多くのサービスを利用したことにより増加した報酬差額に係る額の全額

(4) 前条第4号に掲げる児童について、放課後等デイサービスの基本報酬単価が授業終了後の単価から学校休業日単価に切り替わったことにより増加した報酬差額に係る額の金額

(5) 前条第5号に掲げる児童について、延長支援加算に係る額の全額

附 則

この告示は、公表の日から施行し、この告示による改正後の亀山市特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービスの利用に

係る助成金交付要綱の規定は、令和2年4月1日以後に提供された放課後等デイサービスの利用について適用する。